

## 6 婦人保護対策の推進

### 〔現況及び施策の方向〕

婦人保護事業は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的とした事業であった。

しかし、その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、対象者を、正常な社会生活を営む上で、困難な問題を抱えた女性へと拡大してきた。

特に近年では、配偶者等からの女性に対する暴力が顕在化し、婦人相談所においても暴力逃避に係る相談件数及び一時保護件数が増加している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、県は平成 14 年 4 月から婦人相談所（現西部こども家庭センター）に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を付与することとし、暴力被害者への相談・保護・支援体制の充実を図った。

平成 17 年 7 月には、福山こども家庭センター（現東部こども家庭センター）及び備北こども家庭センター（現北部こども家庭センター）で新たに女性相談を開始するとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能（一時保護機能を除く。）を付与した。

配偶者等からの暴力の相談件数は増加しており、今後これまで以上に暴力被害者に対し、適切かつ迅速な対応が求められ、より一層の体制整備が重要となっている。

これらを踏まえ、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」を策定し、計画に基づいた施策を実施する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）の策定及び推進

平成 18 年度に策定した「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（策定：平成 18 年 6 月、計画期間：平成 18 年度～平成 22 年度）の計画期間の終了に伴い、課題を整理し、新たな取組を盛り込んだ「広島県配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」（策定：平成 23 年 8 月、計画期間：平成 23 年度～27 年度）を策定した。男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、今後 5 年間取組を推進する。

達成目標

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

指 標	現 状	目 標
配偶者暴力相談窓口（配偶者暴力相談支援センター機能）の整備市町	16市町	全市町(23市町)

#### 2 相談体制の整備（予算額 24,905 千円）

売春防止法並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、3 か所のこども家庭センターに婦人相談員計 8 人を配置し、必要な相談及び指導を行うとともに、婦人相談所機能を有する西部こども家庭センターでは一時保護を行っている。（昭和 31 年度創設）

第1表 こども家庭センター及び市婦人相談員の相談受付状況

区 分	こども家庭センター		市婦人相談員		計	
		うち暴力逃避		うち暴力逃避		うち暴力逃避
平成 23 年度	2,537	1,141	4,162	2,172	6,699	3,313
平成 22 年度	2,429	1,045	4,088	1,986	6,517	3,031
平成 21 年度	2,669	1,169	3,773	1,477	6,442	2,646

(注) 市婦人相談員欄の件数は、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市及び三次市に配置されている市婦人相談員(計10人)が扱った件数合計 [一部1/2の国庫補助あり]

3 婦人保護施設への保護委託(予算額 58,335千円)

施設入所による更生指導又は保護が必要な者は、婦人保護施設呉慈愛寮にその保護を委託し、生活指導及び職業指導を行う。(昭和32年度創設)

第2表 婦人保護施設への保護委託状況

(単位 人)

区 分	入 所 実 人 員		入 所 延 人 員		年度末現在入所人員	
	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児
平成 23 年度	24	7	2,872	893	6	4
平成 22 年度	22	3	3,756	370	11	1
平成 21 年度	20	5	2,614	1,035	11	2

(注) 広島市及び福山市を含む。

[負担割合 国1/2, 県1/2]

4 暴力被害者女性支援体制整備事業(予算額 10,424千円)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としてのこども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。(平成13年度創設)

区 分	事 業 内 容
普 及 ・ 啓 発	○啓発資料作成・配布
相 談 体 制 の 充 実	○休日・夜間電話相談員の配置 ○弁護士の確保 ○通訳の確保 ○職員研修等の充実
保 護 体 制 等 の 充 実	○一時保護の委託の実施等 ○他都道府県の婦人相談所等への被害者の移送等 ○人身取引被害者医療費の支給
関 係 機 関 等 と の 連 携	○関係機関連絡会議の開催 ○市町自立支援ネットワーク構築支援等 ○身元保証人確保対策事業

[一部1/2の国庫補助あり]

5 配偶者からの暴力被害者対策強化事業(予算額 7,810千円)

住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、民間活動団体が実施するDV被害者に対する保護・支援活動を補助する。(平成23年度創設)

区 分	事 業 内 容
普及啓発活動事業	○支援者(市町村職員等)の資質向上研修 ○若年層向けDV防止等研修事業 ○予防啓発資料作成・配布
一時保護体制整備事業	○DV防止法対象外被害者一時保護事業
自立支援事業	○DV被害者の就職活動、行政機関訪問等の同行支援 ○DV被害者の自立に向けた就職等に向けた活動の際の同伴児の託児に要する経費の補助 ○DV被害者への精神的なサポート等支援に要する経費を補助
支援体制強化事業	○DV被害者支援ボランティア養成研修会の講師謝金等 ○DV専門研修会(県外)への参加費用に対する補助 ○電話相談窓口設置事業